

『農業経営人材育成研修プログラム』サービス利用約款

この『農業経営人材育成研修プログラム』サービス利用約款(以下「本約款」といいます)は、農林水産省及び株式会社QUICK(以下「農林水産省等」といいます)がエスイティーター株式会社のサービスを利用し、インターネット上のウェブサイトを通じて提供及び運用する農林水産省等ウェブサービスの利用について、基本的事項を定めることを目的とします。

第1条(用語の定義)

本約款において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

1. 「本約款等」とは、本約款、サービス仕様書など、本サービスに関わる一切の書類等をいうものとします。
2. 「利用者」とは、農林水産省等が本サービスの利用に関し、本サービスに登録した学習者(以下「本学習者」といいます)をいうものとします。
3. 「本サービス」とは、農林水産省等に帰属し、又は原権利者から利用の許諾を受けた著作物等を利用して、利用者にインターネット上のウェブサイトを通じて提供するASP/SaaS型のウェブサービスをいうものとします。
4. 「本サービス利用契約」とは、本約款に基づき農林水産省等と利用者間で締結する本サービスの利用に関する契約をいうものとします。

第2条(本約款等の適用範囲)

1. 本約款等は、農林水産省等が提供する本サービスに関する全ての業務に適用されるものとし、農林水産省等がホームページ等を通じ随時利用者に対して発表する本約款等を修正・変更した約款も含まれるものとします。
2. 本サービスを通じて、他のネットワークサービス等を利用する際には、本約款等に従うとともに、接続先で定められている利用規定に従うものとします。

第3条(本約款等の変更)

1. 農林水産省等は、本約款等を予告なく変更することがあります。なお、通知の方法は本約款等の定めるところによります。
2. 本約款等の変更日以降は、本サービス利用契約には、変更後の本約款等の規定が適用されることとなります。
3. 本約款等の変更が利用者の不利益となると合理的に認められる場合は、利用者は当該変更にかかる通知を知った日から30日以内に、農林水産省等に書面をもって通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。
4. 前項の場合、本サービス利用契約は、本約款等の変更の効力が生じる日の前日を持って終了するものとします。

第4条(本サービスの申込み)

1. 本サービスの申込みを希望する者(以下「申込希望者」といいます。)が本サービスを申込み方法は、農林水産省等が提供するインターネット上のウェブサイトを通じて行うものとします。

2. 前項による申込みに際しては、申込希望者は本約款等の規定内容を確認しなければならず、かかる申込みをした場合には、本約款等の内容に同意したものとみなします。
3. 本条第1項による申込みをした場合、申込希望者は、第5条第2項(1)及び(2)に該当しないことを保証したものとみなします。

第5条（本サービス利用契約の成立）

1. 本サービス利用契約は、前条の申込希望者による申込みに対して、農林水産省等がこれを承諾した日に成立します。
2. 農林水産省等は、審査の結果、本サービスの申込希望者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときには、本サービスの利用申込みを承諾しないことができるものとします。
 - (1) 申込希望者が実在しないこと
 - (2) 利用申込みをした時点で約款違反等により本サービス及び農林水産省等の全てのサービスの資格の停止処分中であり、又は過去に約款違反等で農林水産省等より一度でも利用解除の処分等を受けたことがあること
 - (3) 申込希望者が利用申込み時の記載事項に虚偽の記載、又は誤記入漏れ等の不備があったとき
 - (4) 本サービス利用の申込みを承諾することが技術上又は農林水産省等の業務遂行上相当の支障があると判断したとき
 - (5) その他農林水産省等が合理的な理由により契約をすることが適当でないと判断したとき
3. 前項の規定により、農林水産省等が本サービスの利用の申込みを承諾しなかったときには、農林水産省等は申込希望者に対し、農林水産省等が適当と判断する方法で、その旨を通知するものとします。なお、農林水産省等は、一切、承諾しなかった理由の開示義務を負わないものとします。
4. 農林水産省等は、承諾後であっても承諾した利用者が本条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、契約を解除することがあります。

第6条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容の詳細は別紙「『学び〜と』サービス仕様書」に基づきます。
2. 異常時の対応
 - (1) 農林水産省等は、本サービス用設備等について障害がある事を知った時は、遅延なく利用者にもその旨を通知し、速やかに修理又は復旧するものとする。
 - (2) 農林水産省等は、本サービスで提供するアプリケーションソフトウェアに不具合がある事を知ったときは、遅延なく利用者にもその旨を通知し、速やかに改修するものとする。

第7条（利用料金）

本サービスの利用料金は、無料とします。

第8条（利用期間）

1. 利用期間は、次に掲げるコースに応じて設定されます。
 - (1) 初級コース
 - (2) 中級コース及び経営支援コース

2. 初級コースの利用期間は、原則、申込みが成立した日から3か月間となります。
3. 中級コース及び経営支援コースの利用期間は、申込みが成立した日から令和8年3月23日までとなります。
4. 本サービスの契約は、農林水産省等または利用者が利用期間満了日の30日前までに、相手方に対し、書面による通知を持って更新を行わない旨の意思表示をしない限り、第2項に定める利用期間に従って自動的に解約されるものとし、その後も同様とします。

第9条（利用者の責任）

利用者は、本サービス利用に関する行為についての全責任を負担し、本約款等に定める義務を遵守するものとします。

第10条（クライアント機器等の設置及び維持）

利用者は、本サービスを利用するために必要となるパソコン、通信ソフト、通信機器等を自己の責任と費用負担で用意するものとし、自己の責任と費用負担においてインターネットに接続の上、本サービスを利用するものとします。

第11条（サービスの譲渡等の禁止）

利用者は、農林水産省等の事前の書面による承諾なく、利用者として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供したりできないものとします。

第12条（ログインID及びパスワードの管理）

1. 利用者は自身のパスワードを変更することができます。
2. 利用者は、ログインID及びパスワードの取扱いを適切に行わなければなりません。
3. 利用者は、ログインID及びパスワードを失念したり、又は盗まれたり、若しくは第三者に使用されたりした場合には、直ちにその旨を農林水産省等に連絡するとともに、農林水産省等から指示がある場合には、これに従うものとします。
4. 利用者は、ログインID及びパスワードを利用者以外の第三者に利用させ、また、貸与、譲渡、売買等いかなる処分もしてはならないものとします。
5. 利用者は、本サービス利用にあたり、ログインID及びパスワードの使用及び管理について、農林水産省等が損害を被った場合には、当該損害を賠償しなければならない。
6. 農林水産省等は、ログインID及びパスワードが第三者に使用されたことにより当該利用者、及び第三者が損害を被ったとしても、当該利用者の故意又は過失の有無に関わらず一切の責任を負わないものとします。

第13条（ログインID及びパスワードの一時利用停止等）

1. 農林水産省等は、ログインID及びパスワードが不正に使用されたか、あるいはその可能性が高いと判断したときは当該ログインID及びパスワードの使用を停止することがあり、利用者は予めこれを了承するものとします。
2. 前項により当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、農林水産省等はいかなる責任も負わないものとします。

第 14 条（本サービス内容の変更等）

1. 農林水産省等は本サービスの内容につき、変更を行うことができるものとします。当該内容の変更が利用者に不利益となる場合には、第3条（約款の変更）第3項及び第4項の規定を準用し（ただし、「本約款等」とあるのは「本サービスの内容」と読み替えます。）、利用者は当該契約を終了させることができます。
2. 農林水産省等は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、当該利用者が利用しているサービス品目の変更を要請することがあり、利用者は、農林水産省等の要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。
3. 農林水産省等は、前2項の措置により、利用者又は他の第三者が損害を被ったとしても、当該損害等につき、一切の責任を負わないものとします。

第 15 条（本サービスの一時的な停止等）

1. 農林水産省等は、次の各号のいずれかに該当したときには、予告なく本サービスの提供をその必要となる期間、一時停止できるものとします。
 - (1) 定期的なメンテナンス作業を行うとき
 - (2) 通信設備の保守もしくは工事、電力供給の中断、通信網あるいはハードウェアの障害等やむを得ない事由によるとき
 - (3) 農林水産省等が本サービス用サーバの保守、移転のために当該サーバを停止させるとき
 - (4) 天災地変その他農林水産省等の責に帰すことができない事由によるとき
 - (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合
 - (6) 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他非常事態が発生し、若しくはその恐れがある場合、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要があるとき
 - (7) 農林水産省等が利用する回線業者等が、電気通信サービスを中止したとき
 - (8) 本サービスを停止すべき不慮の事故、不可抗力等やむを得ない事由が生じたとき
 - (9) その他、運用上あるいは技術上農林水産省等がサービスの一時的な停止が必要と判断した場合
2. 農林水産省等は、前項に基づきサービスの提供を一時停止したとしても、これに起因する利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（登録コンテンツや文書等の削除）

1. 農林水産省等は、利用者が本サービスを利用して記録・保存・登録した学習プログラムや文書等の内容が、第三者の権利を侵害し、又は公序良俗に反するなど、不適切な記載であると農林水産省等が判断した場合には、その内容の全部または一部を任意に削除、変更ができるものとします。
2. 前項のほか、以下の各号に該当する場合には、農林水産省等の判断で、当該内容やサービスの全部又は一部の削除、変更ができるものとします。
 - (1) 利用者割り当てディスク容量を超えた場合
 - (2) サーバや回線に高負荷を与える文書、映像、音声等のコンテンツやPerl、PHP、CRON等のプログラム・スクリプト（以下併せて「高負荷コンテンツ」といいます）が配置された場合

- (3)その他、農林水産省等が不適當であると判断した全ての場合
3. 農林水産省等が前2項の措置をとったことで、利用者又は第三者に、損害が発生したとしても、農林水産省等は一切の責任を負わないものとします。
 4. 本条第1項又は第2項に該当し、事後の本サービスを継続することが困難であると農林水産省等が判断した場合には、本サービスを解除することがあります。

第 17 条（禁止行為）

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行ってはなりません。
 - (1)公序良俗に反する全ての行為
 - (2)犯罪行為に結びつく又は結びつく恐れのある全ての行為
 - (3)農林水産省等及び他の利用者又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する又はそのおそれのある全ての行為
 - (4)農林水産省等及び他の利用者又は第三者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある全ての行為
 - (5)農林水産省等及び他の利用者又は第三者を誹謗し、中傷し、又は名誉を傷つけるような全ての行為
 - (6)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する全ての行為
 - (7)詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある全ての行為
 - (8)その他法律、条例又は命令に違反し、又は違反するおそれのある全ての行為
 - (9)アダルト、出会い系、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する等全ての行為（日本国内の法規への抵触の有無を問わない）
 - (10)農林水産省等の全てのサービスの運営を妨げ、或いは農林水産省等の信頼を毀損するような全ての行為
 - (11)本サービスに対して、逆コンパイル、逆アSEMBル等のリバースエンジニアリングを行う行為
 - (12) リースCGIやリースバナー等専ら第三者の利用に供する目的でコンテンツやプログラム等を提供する全ての行為
 - (13)農林水産省等のインターネット網、及びそれに接続されたサーバ設備などに不正にアクセスする行為及びアクセスしようとする全ての行為
 - (14)再販、再リース、再使用許諾等、利用者の受け得る本サービスを不特定又は多数人に使用させる全ての行為
 - (15)高負荷コンテンツを提供する全ての行為
 - (16)スパムメールやその他無差別にメールを送信する行為等、及び、それに類似する行為、関連するプログラム等の設置行為
 - (17)その他、農林水産省等が本サービスの利用者として相応しくないと判断し又は別途指定する全ての行為
2. 農林水産省等は、利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行っているか、又は当該行為を行うおそれがあると判断したときは、利用者に事前通知することなく本サービスの全部又は一部の一時利用停止や、変更、契約の解除ができるものとし、利用停止、変更、解除により、利用者及び第三者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わないものとします。
3. 利用者が本サービスを利用した結果、第三者に損害を与えた場合は、利用者は自己の責任と費用をもって解決し、農林水産省等に迷惑を掛け或いは損害を与えないことを予め了承するものとします。

4. 利用者が本条に違反して農林水産省等に損害を与えた場合、農林水産省等は当該利用者に対し農林水産省等が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 18 条（データ等の取り扱い）

1. 農林水産省等は、本サービスにおける農林水産省等の電気通信設備の記録及び情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、且つ第24条1項の場合を除き、本サービスの利用目的以外に使用しないものとします。
2. 農林水産省等は、記録又は情報が滅失、毀損、漏洩などにより利用者、及び第三者が直接或いは間接的損害を被ったときでも、当該損害の原因が農林水産省等の故意又は過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 農林水産省等は、農業経営人材の育成に向けた研修プログラムの実施に必要な学習者データ等を管理できるものとします。

第 19 条（データの利用目的）

1. 農林水産省等は、学習者データ等の本サービスに関わるデータは、本サービスの円滑な提供、学習者の管理及び農林水産省の依頼に基づくサービスの向上を目的とした調査、検討、企画等の目的のための統計データとしてのみ利用するほか、農林水産省による農業施策推進のために利用するものとし、その他の目的には一切利用しないものとします。
2. 農林水産省等は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者及び、令状を持つ官公庁の職員から、本サービスの提供に伴い取り扱う通信に関する情報その他の情報の提供を求められた場合には、農林水産省等の判断により、これに応ずることができ、これにより利用者に何らかの不利益が及んだとしても、一切の責任を負わないものとします。
3. 農林水産省等は本サービスにおいて、サービス向上のためGoogle, Inc.のGoogle Analyticsを利用しており、「Cookie」を通じて分析を行うことがあります。この際、IPアドレス等の利用者情報の一部が、Google, Inc.に収集されることがあり、本サービス利用状況の分析、農林水産省等運営者へのレポートの作成、その他のサービスの提供目的に限りこれを使用します。利用者は、本サービスを利用することで、上記方法及び目的においてGoogleと農林水産省等が行うデータ処理につき予め承したものとみなします。なお、「Cookie」は、利用者のブラウザ操作により拒否することも可能です。ただし、その際、本サイトの機能が一部利用できなくなる可能性があります。

第 20 条（秘密保持）

農林水産省等及び利用者は、事前に相手方から同意を得た場合もしくは法令の規定にもとづき開示を求められた場合を除き、相手方から開示された情報又は学習者データ(以下両者を「秘密情報」といいます。)を第三者に開示、漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知の情報、又は開示後、秘密情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
- (2) 農林水産省等又は利用者が開示を行った時点で、既に相手方が保有している

情報

- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (4) 相手方からの開示以降に、相手方からの情報によらないで自ら開発した情報
- (5) 法令により開示することが義務付けられた情報

第 21 条（個人情報の取扱い）

農林水産省等は、本サービスの提供過程で入手した個人情報の取扱いについては、第19条1項に定める目的の範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の趣旨を踏まえて適切に取り扱うものとしします。

第 22 条（損害賠償）

農林水産省等の予見の有無を問わず、農林水産省等の責めに帰すことができない事由から生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益、データの消失等については、農林水産省等は一切の責任を負わないものとしします。

第 23 条（免責）

1. 本サービスは、利用者の特定の利用目的を満たすものであり、農林水産省等は、本サービスの利用結果その他本サービスの内容についてはいかなる保証も行わないものとし、利用者は予め了承するものとしします。
2. 農林水産省等は、本サービスで提供するサービスの情報、サーバ内容、電子メール、電子メール内容、サーバーコントロールパネル、CGI、オペレーティングシステム及びソフトウェア等の、完全性、正確性、適用性、有用性等について、いかなる保証も行いません。
3. 農林水産省等は、本サービスに関わるプログラムの品質又は性能に関する瑕疵等を含め、損害賠償その他一切の責任を負わないものとしします。
4. 農林水産省等は、本サービスに付随して、ウイルスチェックサービスや不正侵入検知サービス等、利用者を各種の脅威から保護するためのサービスを、有償又は無償で提供することがあります。但し、これらのサービスは、完全なウイルスの除去や、漏れのない不正進入の検知等、利用者を脅威から完全に保護できることを保証するものではありません。利用者は、農林水産省等が提供した本サービスの技術上の問題により、これらのサービスが制限されることがあることを予め了承するものとしします。
5. 農林水産省等は、利用者に対してSSLなどの暗号化や本人認証サービスを有償又は無償で提供することがありますが、これにより利用者の情報が漏洩しないことやなりすましが行われないことを保証するものではありません。
6. 農林水産省等は、本サービスにおいて、利用者が作成し、又は第三者が提供したソフトウェアが稼働することについて一切保証いたしません。
7. 農林水産省等は、セキュリティやその他運営上の理由により、サーバ上にて稼働させているソフトウェアをバージョンアップさせたり、同一仕様の別のソフトウェアに変更したりすることがあります。

第 24 条（本サービスの解除）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、農林水産省等は何らの通知催告を要せず、本サービスの提供を一時的に停止し、又はサービス利用契約を解除することができるものとしします。
 - (1) 申込時に虚偽の申告をしたとき

- (2)入力されている情報の改竄を行ったとき
 - (3)ID又はパスワードを不正に使用したとき
 - (4)本サービスの運営を妨害したとき
 - (5) 農林水産省等及び農林水産省等の利用する電気通信設備に支障を及ぼし又はそのおそれがある等農林水産省等の業務の遂行に支障が生じると認めるとき
 - (6)農林水産省等の名誉を毀損したとき
 - (7)その他農林水産省等が利用者として不相当と判断したとき
2. 農林水産省等は、利用者が本約款にもとづく債務を履行しない場合には、相当の期間を定めて履行の催告を行い、なおも履行がなされないときは、書面による通告をもって本サービスの提供を一時的に停止し、又はサービス利用契約を解除することができるものとします。
 3. 利用者が本条第1項各号及び第2項の何れかに該当することで農林水産省等が損害を被った場合、農林水産省等は当該サービスの一時停止又はサービス利用契約の解約の有無に拘らず、その被った損害の全てを賠償請求できるものとします。

第 25 条（本サービスの解約）

利用者は契約期間中であっても、30日前までに文書で届け出ることにより、解約希望日をもって契約を解約することができるものとします。

第 26 条（本サービス契約終了後の取扱い）

1. 期間満了、解除、解約その他理由の如何を問わずサービス利用契約が終了した場合、農林水産省等は、ログインID及びパスワードを無効にし、本サービス用サーバに蓄積されている全てのデータ(以下「残存情報」といいます)について、農林水産省に譲渡するものとし、利用者は予め了承するものとします。また、農林水産省等は、残存情報を利用者に送付する義務を負わないものとします。
2. 本契約が終了した後も、本約款のうち、第20条、第21条、第22条、第31条及び第33条は効力を生じるものとする。

第 27 条（反社会勢力の排除）

1. 農林水産省等は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知催告を要せず、本サービスの提供の停止及び利用契約を解除することができるものとします。
 - (1)利用者が、反社会的勢力(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力、威力及び詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人をいう。以下同じ)であることが判明したとき
 - (2)反社会的勢力が、利用者の経営に実質的に関与していることが判明したとき
 - (3)利用者が、自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を与える目的をもって、反社会的勢力又はその威力を活用していることが判明したとき
 - (4) 利用者が、反社会的勢力に対し資金等を提供し又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し又は関与していることが判明したとき
 - (5)利用者が自ら又は第三者を利用して、農林水産省等に対して詐術、暴力的行

為又は脅迫的言辞を用いたとき

- (6) 利用者が自ら又は第三者を利用して、農林水産省等に対して自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は利用者の関係者が反社会的勢力である旨を伝えたとき
 - (7) 利用者が自ら又は第三者を利用して、農林水産省等の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき
 - (8) 利用者が自ら又は第三者を利用して、農林水産省等の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をしたとき
 - (9) 利用者が自ら又は第三者を利用して、明らかに法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき
2. 農林水産省等が、前項の規定により本サービスの提供及び利用契約を解除した場合には、利用者に損害が生じても農林水産省等はこれを賠償することは一切要せず、また、当該解除によって農林水産省等に損害が生じたときは、利用者はその損害を賠償するものとします。
 3. 利用者は、本条第1項各号に該当したことにより、農林水産省等から本条同項及び前項の措置を受けても一切の異議の申し立てをしないことを確約します。

第 28 条（変更の届出）

1. 利用者は、申込時の個人情報等の届出内容に変更が生じた場合は、速やかに農林水産省等に対しその旨を通知するものとします。
2. 利用者が前項の処置を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じ不利益を被ったとしても、農林水産省等は一切の責任を負わないものとします。

第 29 条（農林水産省等からの通知）

1. 農林水産省等は、農林水産省等が必要と判断した場合には、利用者に対し随時必要な事項を電子メールその他の方法で通知します。
2. 前項の通知その他の連絡は、利用者の届けに従って行います。利用者の届け出た連絡先が事実と異なるために通知その他の連絡が利用者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなします。
3. 前項の通知が電子メールで行なわれた時には電子メールの発信時点、ウェブサイトにおける掲示により行なわれた時には掲示の時点で利用者に到達したものとみなします。

第 30 条（サービス窓口）

本サービスの窓口は、次の通りとする。

所在地：東京都中央区日本橋兜町7-1 KABUTO ONE

株式会社QUICK

Eメール：ds.agri.mgmt.x.ug@quick.jp

第 31 条（準拠法）

本約款及びサービス利用契約は、日本国の法律に従って解釈されるものとします。

第 32 条（協議）

本約款及びサービス利用契約に定めのない事項又はサービス利用契約の履行に

つき疑義が生じた場合には、利用者及び農林水産省等は誠実に協議し、円満解決を図るものとします。

第 33 条（管轄裁判所）

前条にかかわらず、農林水産省等又は農林水産省と利用者の間に協議が調わず、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

付則 本約款は、2025年4月25日より施行します。

初版 2025年4月25日